

2学期が始まりました！

長い夏休みも終わり、2学期が始まりました。全国的には、交通事故や水難事故などで大切な命をなくしてしまった子どもたちもいますが、本校の子どもたちは本当に有難いことに全員が無事に過ごしてくれました。これも、保護者の皆様をはじめ地域の皆様の温かい見守りがあったからこそと感謝申し上げます。



2学期は、秋季大運動会や収穫祭などの地域の方々とふれあう行事が計画されています。どうぞ、お気軽にお出でいただき、子どもたちの様子をご覧いただきますようよろしくお願いいたします。



農業体験学習、お世話になりました。

今年も、地域の方々に農業の魅力を教えていただく学習を行いました。暑い日でしたが、子どもたちは、一生懸命取り組んでいたようです。

指導者の方々には、本当にお世話になりました。



子どもたちの健闘を称えます。

- ◇宮崎日日新聞「若い目」掲載
4年 ○○ ○○ 君
6年 ○○ ○○ 君
- ◇宮崎日日新聞「学園俳壇・歌壇」掲載
6年 ○○ ○○ さん
6年 ○○ ○○ 君
- ◇宮崎日日新聞「かりぼし往来」掲載
6年 ○○ ○○ さん
6年 ○○ ○○ 君
6年 ○○ ○○ さん
6年 ○○ ○○ さん
6年 ○○ ○○ 君
- ◇宮日こども新聞
1年 ○○ ○○ 君
- ◇西臼杵「サイエンスコンクール」
優秀賞 5年 ○○ ○○ さん

児童虐待とは？

今回は、児童虐待について少し考えてみます。まず、児童虐待は、決して他人事ではありません。ここ十数年で、児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数はうなぎ登りに上昇し、年間9万件ほどになっています。また、県内においても、児童虐待により保護者が逮捕されるという事件が残念ながら起きています。



では、児童虐待とはどういうことを指すのでしょうか？

「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものという）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次にかかげる行為をすること」と定義されています。

1 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

例えば、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室

に拘束する など

2 性的虐待

児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、見せたりすること。

例えば、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

3 ネグレクト（育児放棄、監護放棄）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

例えば、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

4 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。心理的外傷は、児童の健全な発育を阻害し、場合によっては心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状を引き起こすため禁じられている。

例えば、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など



皆さんも聞いたことありませんか？「親が子どもを車中に残したまま、パチンコをする。」何となくありそうな事例です。しかし、これは、れっきとした児童虐待です。アメリカでは、これと同様のことをすると、見かけた人が警察に通報し、親は逮捕されます。「しつけ」と称して、「なぐる」「ける」「怒鳴る」「家に入れない」「食事を与えない」「何で生まれてきたの？」など、存在自体を否定する言葉を口にする、これらの行き過ぎた子育ても、案外、身近に



あるのかもしれませんが。

では、どうやって子どもたちを守ればよいのでしょうか？

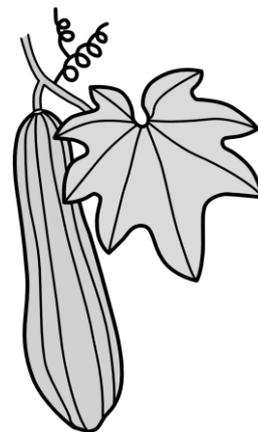
虐待から子どもを救うために！

1 児童虐待の早期発見努力

学校・病院等の教職員・医師・保健師・弁護士等は、児童虐待の早期発見に努めなければならないと法律で定められています。

2 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、すぐに福祉事務所や児童相談所（役場でもよい）に知らせなければならないと法律で定められています。児童虐待を未然に防ぐため、虐待ではないかという疑いをもった場合は、誰であっても（つまりは保護者の皆さんであっても）たとえ確信がなくても通告することとされています。



3 児童虐待に対する強制調査等

都道府県知事は、必要に応じて自宅へ立ち入り調査を行うことが出来るとされています。出頭の求めに対し応じず、立ち入り調査を拒否する場合、裁判所の許可状を得て、強制捜査が出来るのです。

児童虐待の通告・相談はこちらへ！

これまで、児童相談所全国共通ダイヤルは10桁の番号でしたが、覚えやすい3桁の番号にして、子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、平成27年7月から「189」（いちやく）という3桁の番号になりました。他にも



北部福祉こどもセンター（児童相談所）
0982-35-1700
があります。